（第二版）（明治二十五年九月九日第三種郵便物認可）　昭和十七年十二月十八日（金曜日）　臺灣日日新報　第一万五千三百七十號　夕刊　臺灣新民報　十二月十七日

國民政府の強化と日華協力に新段階

全支公使、總領事會議

對支政策強力實行

會議後、重光大使歸京

年末年始の休暇 官廳幹部取止め

翼賛會でも國民運動

南方軍政基礎確立

急調の交通網整備

〝東亞の共通語〟日本語普及

獨伊經濟合作協定

ベルリンで成立、調印

陸鷲精銳の猛爆

桂林飛行場殲滅的打撃

興亞先覺者慰靈祭

攻撃に向ふ海鷲の編隊

トロ・ページ赤軍潰滅

戰死一萬四千、捕虜三千

戰局の現實常に樞軸國側に好轉

ゲッペルス宣傳相強調

米陸軍現兵力

五百萬と發表

英第八軍攻勢挫折

誠心樞軸と合作

佛政府努力、新國策期待

結核

治療の第一條件は酸性血液の淨化！

―安靜と榮養もこれあってこそ―

スオビエ　胃腸弛緩症　感冒　炎腺桃扁　炎肺　炎耳中　錠ルーポラテ　THXI　極戸江區橋本日前五番　社會式株樂製一業
無滋等　マツダランプ　よい電球で無駄をはぶき　同じ明るさで電力2割節約できる二重コイル　生産力に振向けませう　大阪市東區北濱二丁目　東京芝浦電氣株式會社
山之内製藥　強化劑　ルジバルア　錠　急後性　亢膽化
ネオトラミン　日本ネオトラミン株式會社

(二) A 昭和十七年十二月十八日 (金曜日) 臺灣日日新報 第一万五千三百七十號 (第三種郵便物認可)

銃後厚生鐵石の備へ
第二回厚生事業大會開く

國防婦人會總本部、大日本聯合婦人會、大日本國防婦人會聯合會、大日本愛國婦人會、大日本連合婦人會、大日本聯合婦人會、大日本婦人會、大日本婦人會聯合會、大日本婦人會聯合會、大日本婦人會聯合

臺灣新民報
日刊夕刊共用
本社 臺北市太平町二丁目一番地 電話(二)一二一番
(第二號)（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十七年十二月十八日（金曜日）

畏し大元帥陛下親臨
陸軍士官學校卒業式
龍顏仰ぎ勇壯分列行進

【東京發】陸軍士官學校第十六期生徒の卒業式は十七日午前十時から大元帥陛下の親臨を仰ぎ盛大に擧行された。陛下には同日午前九時二十分宮城を御出門、同三十五分陸軍省に入御、山田陸軍大臣、杉山參謀總長、畑教育總監の御奉送を受けられた。第三十期生徒の卒業式は、この日陛下には陸軍省に入御、山田陸軍大臣、杉山參謀總長、畑教育總監の御奉送を受けられた。

優等卒業生

【東京發】當の卒業生にて左の諸氏を挙げた生徒隊生は次の十名である。今回の卒業生は元帥陛下親臨の榮に浴し、且つ優等卒業生は全員恩賜の軍刀を拜受するの光榮に浴したので、一層感激を深くしてゐる。

陸軍士官學校卒業生
歩兵科（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）
同期生（東京）同期生（東京）

トロペーズ赤軍を完全殲滅
ロスペルシナヤ北西地區において包圍し殲滅を期せんとした

二勅令案要綱を可決
國家總動員審議會總會
國家的に最高能率發揮

【東京發】諮問第八十五號特許發明等の實施に關する勅令案要綱

第一、國家總動員法第十七條第一項又は第二項の規定により特許發明又は登錄實用新案の實施又は實施權の設定若は移轉を制限し又は禁止する場合は內閣總理大臣に左の事項の裁定を申請する旨を定むること

第二、內閣總理大臣は第一の裁定をなすに當り豫め關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者に對し意見を述ぶる機會を與ふること

第三、內閣總理大臣は第一の裁定をなすに當り豫め關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者の申請ありたる場合に於ては必要と認むるときは利害關係人を審問すること

第四、內閣總理大臣は第一の裁定をなしたるときは遲滯なく其の旨を關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者に通知すること

第五、內閣總理大臣は第一の裁定をなしたるときは遲滯なく其の旨を關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者に通知すること

第六、本要綱に依り內閣總理大臣が爲すべき事務は內閣總理大臣の指定する官吏に之を取扱はしむることを得

第七、第一項の裁定に關する手續其の他本要綱の實施に關し必要な事項は內閣總理大臣之を定むること

第八、本要綱に依り內閣總理大臣の爲したる裁定に關する訴訟は內閣總理大臣を被告とす

第九、內閣總理大臣は第一の裁定をなすに當り豫め關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者の申請ありたる場合に於ては必要と認むるときは利害關係人を審問すること

第十、前項の審問に關する手續其の他必要な事項は內閣總理大臣之を定むること

第十一、左に掲ぐる場合に於ては特許發明又は登錄實用新案に關し利害關係を有する者は內閣總理大臣に對し其の裁定を爲すべきことを申請することを得

(一)第一項の規定に依る裁定を爲すべき場合に該當しないとき

(二)第一項の規定に依る裁定を爲すべき場合に該當するも其の裁定を爲すの必要なきに至りたるとき

(三)第二項の規定に依る裁定の取消しを爲したるとき

第十二、內閣總理大臣は特許發明又は登錄實用新案の實施に關し第一項の裁定をなしたる場合に於ては其の實施をする者に對し相當の補償金を支拂ふべきことを命ずること

第十三、本勅令は公布の日より之を施行すること

諮問第八十五號特許發明等の實施に關する勅令案要綱

第一、國家總動員法第十七條第一項又は第二項の規定により特許發明又は登錄實用新案の實施又は實施權の設定若は移轉を制限し又は禁止する場合は內閣總理大臣に左の事項の裁定を申請する旨を定むること

第二、內閣總理大臣は第一の裁定をなすに當り豫め關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者の申請ありたる場合に於ては必要と認むるときは利害關係人を審問すること

第三、內閣總理大臣は第一の裁定をなしたるときは遲滯なく其の旨を關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者に通知すること

第四、內閣總理大臣は第一の裁定をなしたるときは遲滯なく其の旨を關係ある特許發明又は登錄實用新案につき利害關係を有する者に通知すること

第五、本要綱に依り內閣總理大臣が爲すべき事務は內閣總理大臣の指定する官吏に之を取扱はしむることを得

第六、本要綱に依り內閣總理大臣の爲したる裁定に關する訴訟は內閣總理大臣を被告とすること

第七、第一項の裁定に關する手續其の他本要綱の實施に關し必要な事項は內閣總理大臣之を定むること

第八、本要綱は公布の日より之を施行すること

諮問第八十六號（出版事業に關する勅令案要綱）

第一、本要綱において出版事業とは左の四の掲げる行爲を目的とする事業をいふこと

(一)第一種の掲げる行爲

(二)第二種の掲げる行爲

(三)第三種の掲げる行爲

(四)第四種の掲げる行爲

第二、左の各號の一に該當する時は主務大臣は出版事業の許可を取消すことを得

(一)第一種の掲げる行爲に關する時

(二)第二種の掲げる行爲に關する時

(三)第三種の掲げる行爲に關する時

(四)第四種の掲げる行爲に關する時

第三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずること

第四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第三十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第四十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第五十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第六十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第七十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第八十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第九十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百二十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百三十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百四十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百五十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百六十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百七十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百八十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第百九十九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百八、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百九、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十一、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十二、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十三、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十四、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十五、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十六、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出版事業の許可を受けたる者の意見を聽くこと

第二百十七、主務大臣は出版事業の許可を取消すべきことを命ずるに當り豫め關係ある出

社說

人口增殖政策の要諦

結婚年齢の引下ゆを期せよ

一

大東亞戰爭勃發後、大東亞共榮圈確立の爲に、その基礎工作として本年十二月より五箇年計畫による人口增殖十箇年計畫が樹立されることとなつたが、この人的資源の擴充こそは、今日の大東亞戰爭の勝敗を決する重要な鍵であり、また將來の大東亞共榮圈の興隆を期する上に缺くことの出來ない重要な國策である。

二

我國の人口は昭和三十五年には七千萬人を突破し、その後も增加を續けるものと豫想されるが、この增加率は逐年減少の傾向にあり、昭和十五年の人口調査によれば、その增加率は千人に對し十年間に僅かに百四十人に過ぎず、この增加率を以てしては、我國の人口は昭和百年頃には漸く七千萬人に達するに過ぎないのである。

三

要するに我國が今日の人口國策上當面する問題は、人口の絕對數の增加よりも、人口構成の改善にあるのであり、殊に人口の年齢構成の改善こそ急務である。

人口增殖の基礎は出生率の增加にあることは勿論であるが、出生率の增加は結婚年齢の引下げによつて期待されるのである。

我國の結婚年齢は諸外國に比べて著しく高く、特に女子の結婚年齢は男子のそれよりも著しく高い。

我國の結婚年齢が高いことは、一面我國の文化の高さを物語るものであるが、他面經濟的理由による晚婚の傾向が强いことを物語るものである。

我國の結婚年齢は、地方によつて多少の差異はあるが、概ね男子は二十五歲前後、女子は二十歲前後が最も多い。

結婚年齢が高いことは、出生率の減少を來すばかりでなく、性的犯罪の增加、性病の蔓延、家庭の不和、離婚の增加等の弊害を伴ふものであるから、結婚年齢の引下げは人口增殖の基礎條件として極めて重要である。

結婚年齢の引下げは、經濟的理由による晚婚の傾向を改めることが先決問題であるが、これには結婚費用の節減、新婚家庭の經濟的援助、住宅問題の解決等の對策が講ぜられねばならない。

結婚年齢の引下げは、單に人口增殖の基礎條件として重要であるばかりでなく、國民の體位向上、國民性の改善、國民道義の昂揚等の點からも極めて重要な意義を有するものであるから、政府は勿論、國民各自もこの點に深く留意し、結婚年齢の引下げに努めなければならない。

大東亞戰と南方華僑（中）

自發的協力發揮へ

覺めゆくジャワの華僑

【ジャカルタ發同盟】ジャワの華僑は南方諸地の中でも最も組織的であり、從つて政治的にも最も積極的であり、從つて抗日意識も強かつたと見られる。この點から推察した限りでは、このような華僑が從來したジャワの華僑が從來八十萬と數へられるが、この數字は從來の「ソンケ」とはされるものはその約二割强に過ぎず、その殆んどはジャワで二代、三代を經た所謂ペラナカン（峇峇）である。

經濟を掌握す

この峇峇は自發的にはマライ語を使用し、インチ（印）には英語よりオランダ語を日常的に使用してゐるものが多い。なほ彼等のうち

サロンを使用し、衣服は勿論として風俗、慣習等ほとんど全く原住民に近く自發的協力の點に於ては最も困難なる立場にあるものと見られてゐる。しかもボルネオ、スマトラ方面には一部が純血種を殘してゐるが、何といつても殆んどが混血種であり、從つて原住民の間に入り込んでゐるものが多く、從つて原住民の間に入り込んでゐるものが多く、從つて原住民の間に入り込んでゐるものが多く

皇太后陛下御下賜
失明勇士へ懐中時計傳達

【東京發同盟】大東亞戰爭に際會し擧國一致必勝の信念を堅持し滿洲國皇帝陛下の御來朝を機として滿洲國皇帝陛下には去る昭和十五年十二月滿洲國建國の精神を體現せられ日滿不可分の關係を益々鞏固ならしめられたが、皇太后陛下には之を喜ばれ以下各殿下十二重の御袿において御參内遊ばされ御禮を賜はり大東亞戰爭下

忠霊塔建立に着手

題字は安藤臺灣軍司令官が揮毫

武烈の遺勳光彩添ふ

【臺南特電】臺南市には從來數多くの忠烈の士の人柱が立ち大東亞戰爭勃發後の皇軍の赫々たる武勳を慕つて忠烈の士の續出するに從ひ之等忠烈の士の英靈を永遠に奉祀し其の武勳を偲ぶ忠靈塔の建立を市民の悲願として來つたが今回市當局に於ては市内各界の熱望に應へ市内公園内に忠靈塔を建立することとなり十二月十八日午前十時より市役所前廣場に於て地鎭祭を擧行し愈々工事に着手することとなつた

尚忠靈塔の題字は安藤臺灣軍司令官閣下の揮毫を仰ぐことになつてゐる

頑張つた十日間！

汗に輝やく青年奉仕隊

【臺南特電】臺南州下二十數箇の青年團員が擔當して來た大東亞戰爭下に於ける食糧增産の國民運動は十日午後三時を以て滿十日間の奉仕作業を終了したが今回の奉仕隊參加者は總數一萬七千餘名に上り參加延人員は實に十萬餘人に達し其の作業量は一萬二千餘甲歩に及び其の成績は豫期以上の好成績を擧げ關係當局を喜ばせてゐる

羅東郡大廠頒布式

【羅東特電】羅東郡下の青年團員が擔當して來た大東亞戰爭下に於ける食糧增産の國民運動は十日午後三時を以て滿十日間の奉仕作業を終了したが今回の奉仕隊參加者は總數一萬七千餘名に上り參加延人員は實に十萬餘人に達し其の作業量は一萬二千餘甲歩に及び其の成績は豫期以上の好成績を擧げ關係當局を喜ばせてゐる

三軍屬合同慰靈祭

新竹で嚴肅に執り行はる

【新竹特電】今次大東亞戰爭に於ける陸海軍の戰死者の英靈を慰めるため新竹州廳主催の第十一回國語演習會は十二月一日午前九時から新竹神社境内に於て嚴肅裡に擧行された、當日は朝來の雨も上つて好天氣となり參列者は定刻前から續々と參拜し定刻には約二千名に達した、式は先づ一同神前に整列して修祓を受けた後、祭主たる州知事代理總務課長は祭文を奉讀し次いで州知事代理總務課長は玉串を捧げ拜禮した後一同着席して祭主の告文奉讀があり次いで一同